

# 小山市サッカー場民間活力導入可能性調査 業務委託仕様書

## 1. 業務目的

小山市（以下、「本市」という。）では、市民に年間を通して安心してサッカーができる環境を提供するため、新たなサッカー場を整備することとしている。

本業務は小山市サッカー場（以下、「本施設」という。）の整備を効率的かつ効果的に推進するため、平成29年度に実施した「（仮称）とちぎフットボールセンター民間活力導入可能性調査」（以下、「過年度調査」という。）及び令和5年9月に策定予定の「小山市サッカー場整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）を踏まえ、本施設の整備・運営に関してDB方式、DBO方式、PFI手法等（以下、「PPP/PFI手法」という。）の民間活力の導入可能性について調査し、適切な事業手法について検討を行い市に提案することを目的とする。

## 2. 委託箇所

小山市大字渋井479-1、655、692-5 ほか

## 3. 業務内容

### （1）基本的条件の整理

基本計画、過年度調査等を踏まえ、本施設の基本的条件や本施設を整備・運営する場合に想定される事業方式、事業形態、事業期間、事業内容等、事業スキームの整理を行う。

### （2）民間事業者の意向調査

事業スキームの検討結果等をもとに、PPP/PFI手法により本事業を実施した場合の事業概要書を作成し、民間事業者に対して意見・要望及び参加意向を把握するための市場調査を行う。あわせて市場調査の結果について整理・分析を行い、必要に応じて事業スキームに反映する。

### （3）VFM評価

基本計画で算出した概算施設整備費及び事業スキームの検討結果をもとに、従来方式及び民間活力を導入した場合の各事業費を検討するとともに、VFMの算定を行う。

### （4）まとめ

#### ①総合評価

調査結果を踏まえ、本事業への民間活力導入の適性について定量的評価及び定性的評価の両面から検討を行い、総合的判断を行う。

#### ②事業化スケジュール

今後の事業化に向けたスケジュールについて整理する。

#### ③課題の抽出・整理

今後の事業実施に当たり想定される課題について抽出し、その対応策の検討を行う。

### （5）打合せ等への参加

市や関係者との打合せ（3回程度）に参加し、必要に応じ調査事項の進捗報告、情報提供を行う。打合せは対面又は遠隔（リモート）による。

## 4. 履行期間

契約日より令和6（2024）年3月22日（金）までとする。

## 5. 成果品

- （1）報告書 … 1部（カラー製本、A4版、縦型、横書き、左綴じ、簡易製本）
- （2）電子データ（CD-ROM又はDVD-ROM）… 1式（PDF及び編集可能なファイル形式）

## 6. 本業務後に予定している委託業務

本業務による調査検討の結果、本施設の整備・運営にPPP/PFI手法の導入方針が決定された場合は、本業務の受託者と随意契約によりアドバイザー業務委託契約を締結する予定である。業務委託料は45,000千円程度（消費税及び地方消費税を含む）を想定している。

### ■ アドバイザリー業務の主な内容

- ・ 実施方針の作成支援
- ・ 特定事業の選定支援
- ・ 事業者募集支援（公募書類作成、選定審査支援等）
- ・ 契約締結に係る支援

※ ただし、当該業務は令和6年度予算の成立を前提にしており、契約を保証するものではない。

## 7. 著作権等の権利

- （1）受託者は、成果物の著作権を著作権法第27条及び28条の規定による権利も含めて本市に無償譲渡するものとする。
- （2）受託者は、成果物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- （3）前各号の規定に関わらず、成果物に受託者が既に著作権を保有しているもの（以下、「著作物」という。）が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は受託者に帰属するものとする。この場合において、受託者は本市に対し、当該成果物を本市が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で承諾するものとする。

## 8. その他

- （1）受注者は、関係諸機関の法令等を遵守し、かつその指示に従い慎重に業務を行うこと。
- （2）受注者は、業務の詳細及び作業範囲について発注者と連絡を密にとり、その意図や目的を十分に理解した上で業務を実施すること。また、業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行うこと。
- （3）受注者は、業務の進捗に関して、発注者へ定期的に報告を行うこと。
- （4）原則として本業務の再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合については、事前に発注者の承諾を得ること。
- （5）成果品の納品後であっても、種類・品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合は、受注者の負担で直ちに補正しなければならない。ただし、発注者の責めによる場合は、この限りではない。
- （6）その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上、定めることとする。